

京都市訓令甲第6号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1局長の項第19号中「1件使用料月額300,000円以下の」を削り、同項第20号中「1件賃料月額1,000,000円以下の」を削り、同項中第38号を第39号とし、第26号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関すること。

別表第1部長及び室長の項中第16号を第18号とし、第9号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。

(10) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)